

2021 年合格目標

本試験出題網羅率が実証する~ 「択一式対策講座【実践編】」体験講義

TAC/Wセミナー 専任講師

渋谷校姫野寛之梅田校中山慶一



1 ガイダンスの趣旨

択一式対策講座【実践編】の概要の説明とこれらの講座の体験

2 合格に必要な事項(択一式問題)

- ① 過去問演習に基づく既出の知識の習得
- ② 過去問分析に基づく未出の知識の収録
- ③ 合理的な解法
- 3 択一式対策講座【実践編】
- (1) 内容

上記2の実践

(2) 体 験

【択一式問題の解法(総論)】

1 前提

合理的な解法は、組合せ問題で使用する。

[近年の組合せ問題の出題実績]

		R2	H31	H30	H29	H28	H27	H26	H25	H24
午前の部		35 問	31 問	32 問	30 問	28 問	33 問	29 問	30 問	27 問
(35 問)		29 [4]	21 [1]	32 [1]	20 [11]	20 [f]	33 ltl	79 [D]	20 ltl	21 [D]
Ĕ	F後の部	33 問	35 問	35 問	34 問	33 問	29 問	28 問	28 問	29 問
(35 問)		33 [11]	99 Juj	00 [1]	9.1 hl	99 ltl	23 [1]	20 [11]	20 [11]	23 [11]
基準点	午前の部	25 問	25 問	26 問	25 問	25 問	30 問	26 問	28 問	28 問
	午後の部	24 問	22 問	24 問	24 問	24 問	24 問	24 問	27 問	26 問

2 合理的な解法

(1) 定 義

合理的な解法とは、**ある設問の判断をした場合に、他の設問の判断ではなく、選択肢を検討し、 これを正解が出るまで繰り返すもの**である。

(2) 優先的に検討する設問の決定

ある問題を解く場合には、以下の3個の基準を総合的に考慮して、優先的に検討する設問を決定し、その正誤を軸として、選択肢を検討することになる。

- ① アを避けること。
- ① 設問の文章が短いこと
- ② 過去に出題されたことがあること
- ③ 設問の難易度が低いこと

優先的検討事項

ある論点が出題された場合に、設問に含まれている可能性が高い知識

1 民法

(1) 94条2項の第三者

- ① A所有の甲建物について、AB間の仮装の売買契約に基づきAからBへの所有権の移転の登記がされた後に、BがCに対して甲建物を譲渡し、AがDに対して甲建物を譲渡した場合には、Cは、AB間の売買契約が仮装のものであることを知らなかったときであっても、BからCへの所有権の移転の登記をしなければ、Dに対し、甲建物の所有権を主張することができない(最判昭 42.10.31)【H27-5-7、H19-7-4、S58-13-3】。
- ② A所有の甲建物について、AB間の仮装の売買契約に基づきAからBへの所有権の移転の登記がされた後に、BがCに対して甲建物を譲渡し、更にCがDに対して甲建物を譲渡した場合において、CがAB間の売買契約が仮装のものであることを知らなかったときは、Dがこれを知っていたときであっても、Dは、Aに対し、甲建物の所有権を主張することができない(大判昭 6.10.24)【H11-3-オ】。
- ③ A所有の甲建物について、AB間の仮装の売買契約に基づきAからBへの所有権の移転の登記がされた後に、BがCに対して甲建物を譲渡し、更にCがDに対して甲建物を譲渡した場合において、CがAB間の売買契約が仮装のものであることを知っていたときは、Dがこれを知らなかったときであっても、Dは、Aに対し、甲建物の所有権を主張することができない(最判昭 45.7.24)【H27-5-4、H19-7-ウ、H15-5-4、H11-3-エ】。

(2) 登記請求権

- ① AがB所有の土地についてBとの間で賃借権の設定契約を締結した場合において、AがBに対して賃借権の設定の登記を請求するときにおけるAのBに対する登記請求権は、債権的登記請求権である(大判大10.7.11)【H28-18-7、H6-16-4、H3-11-3】。
- ② 不動産が所有者AからB、BからCに順次売買されたが、登記の名義がAのままである場合において、A、B及びCの三者間において登記の名義をAからCに直接移転させることを合意したことからCがAに対し自己への所有権の移転の登記を請求するときにおけるCのAに対する登記請求権は、債権的登記請求権である【H10-15-4、H7-15-4】。

(3) 立木の物権変動

立木の物権変動の対抗要件としての明認方法は、第三者が利害関係を取得した当時にも存在するものでなければ、これをもって当該第三者に対抗することはできない(最判昭 36.5.4) 【H31-8-7, H21-9-7, H4-17-オ, S61-14-3, S60-8-3】。

(4) 法定地上権

- ① 更地に抵当権が設定された後に建物が建築されたとしても、法定地上権は成立せず、このことは、抵当権者が建物の建築をあらかじめ承認した事実があっても同様である(最判昭 36. 2. 10, 最判昭 44. 2. 27) 【H28-13-7, H25-14-x, H21-14-x, H17-15-7, H12-16-4, H1-11-4, S62-8-3】。
- ② 土地がABの共有で、地上の建物がAの単独所有の場合において、土地のA持分について抵当権が設定され、実行されたときには、Aのために法定地上権が成立するとすれば、Bは、その意思に基づかず、Aのみの事情によって土地に対する持分権に基づく使用収益権を害されることになるため、法定地上権は成立しない(最判昭 29.12.23) 【H25-14-7、H23-14-x、H16-16-x、H6-13-x】。
- ③ 土地がAの単独所有で、建物がABの共有の場合において、土地について抵当権が設定され、実行された ときには、土地所有者Aは、自己のみならず他の建物共有者Bのためにも当該土地の利用を認めているもの というべきであるため、法定地上権は成立する(最判昭 46.12.21)【H28-13-オ、H23-14-オ、H17-15-エ、H16-16-イ・ウ、H12-16-5、H6-13-7】。

(5) 抵当権の効力の及ぶ範囲

民法 370 条の「付加一体物」に、付合物(同法 242 条本文。例えば、樹木、雨戸、石垣等)が含まれることには争いがない【H21-13-イ・オ、H14-5-イ・エ・オ、H9-14-ウ・オ】。

2 不動産登記法

(1) 信託に関する登記

信託の登記,信託の変更の登記,信託の登記の抹消は、受託者が単独で申請することができる(不登法 98 条 2 項,100 条,103 条,104 条 2 項)【信託の登記: H26-26-4, H22-21, H21-20-7, H16-15-7, H7-17-1, S61-18-1,信託の変更の登記: H30-25-4, H29-26-ウ, H23-21-オ, H23-21-7, H22-22-カ, H14-25-ウ, H7-17-3,信託の登記の抹消: H23-21-ウ, H11-24-4, H8-19-オ】。

(2) 判決による登記

承継執行文の付与を要するのは、「登記義務者」につき「一般承継」があった場合に限られる【H15-13-5】。

(3) 区分建物に関する登記

賃借権については、敷地権が生じた前後を問わず、専有部分又は敷地権である旨の登記をした土地のみを目的とする登記をすることができる【専有部分: H24-19-4、H15-19-ウ、H15-19-カ(仮登記)、H7-23-7、S63-26-2】。 区分地上権については、敷地権が生じた前後を問わず、敷地権である旨の登記をした土地のみにその登記をすることができる【H24-19-5、H19-20-ウ、H11-27-4、H2-18-2】。

3 会社法

(1) 組織再編行為の承認

- ① 会社分割を承認する株主総会又は種類株主総会の決議は、必ず特別決議である(会社法 309 条 3 項 2 号・3 号、324 条 2 項 6 号)。
- ② 存続会社等が消滅株式会社等の特別支配会社である場合において、当該消滅株式会社等が種類株式発行会社であるときは、必ず略式組織再編が認められる(会社法 784 条)。

(2) 組織再編時の新株予約権買取請求

組織再編時の新株予約権買取請求は、消滅株式会社等の新株予約権について、「当該消滅株式会社等」に対して、認められる(会社法 787 条)。

4 民事訴訟法

先行訴訟がAのBに対する所有権確認訴訟である場合において、後行訴訟がAのCに対する同一の不動産に係る所有権確認の訴えであるときは、重複する訴えの提起に当たらない【H12-2-7、S59-2-5】。

5 司法書士法 (業務を行い得ない事件及び特定の事件についての業務の制限)

- ① 前件又は後件が登記手続等関係業務である場合には、裁判書類作成関係業務を行うことができる【H17-8-オ】。
- ② 受任している事件の依頼者が同意した場合に裁判書類作成関係業務を行うことができるのは、当該事件の相手方からの依頼による他の事件である(司書法 22 条 3 項 3 号・6 号,41 条 2 項 3 号)【H24-8-ウ,H21-8-ウ,H18-8-オ】。

6 供託法

(1) 執行供託

金銭債権の全額又はその一部について仮差押えの執行がされた場合(仮差押えの執行が競合した場合を含む。)においては、第三債務者は、仮差押えの執行に係る金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる(民保法 50 条 5 項、民執法 156 条 1 項)【H29-10-4、H22-11-ウ、H21-10-ウ、H16-11-オ、H12-10-x、H7-10-オ、H1-14-3、S63-14-3、S57-13-3】。

(2) 供託物払渡請求権の処分

供託物払渡請求権には、被供託者の有する供託物還付請求権と供託者の有する供託物取戻請求権があるが、これらの請求権は、目的物を同一のものとしているにもかかわらず、それぞれが独立した別個の請求権であり、原則として、一方の請求権の処分又は差押え等は、他方の請求権の行使に影響を及ぼさない(最判昭 37.7.13)【H18-10-才(供託物還付請求権が差し押さえられた場合における供託物取戻請求権の行使の可否)、H15-9-⑧(供託物取戻請求権が差し押さえられた場合における供託物環付請求権の行使の可否)、H13-10-7(供託物還付請求権が差し押さえられた場合における供託物取戻請求権の行使の可否)、H11-9-2(供託物取戻請求権が差し押さえられた場合における供託物取戻請求権の行使の可否)、H10-10-3(供託物還付請求権が差し押さえられた場合における供託物取戻請求権の行使の可否)、H7-9-2(供託物取戻請求権の消滅時効が完成した場合における供託物プ付請求権の行使の可否)、H2-13-1(供託物還付請求権が差し押さえられた場合における供託物取戻請求権の行使の可否)、S62-11-5(供託物還付請求権に処分禁止の仮処分がされた場合における供託物取戻請求権の行使の可否)、S61-12-3(供託物取戻請求権が差し押さえられた場合における供託物取戻請求権の行使の可否)、S61-12-3(供託物取戻請求権が差し押さえられた場合における供託物取戻請求権の行使の可否)】。

【消滅会社等における新株予約権買取請求】

① 新株予約権の消滅の有無

	存続会社等・設立会社						
	株式	会社	持分会社				
	消滅の有無	再編時の対価	消滅の有無	再編時の対価			
合 併	必要的消滅	金銭・新株予約権	必要的消滅	金銭			
合 併	(750IV, 754IV)	(749 I ④, 753 I ⑩)	(752 V, 756IV)	(751 I ⑤, 755 I ⑧)			
会社分割	任意的消滅	新株予約権	非消滅				
云紅刀刮	(759 V , 764 VII)	(758⑤, 763⑩)	(761, 766 参)	_			
株式交換	任意的消滅	新株予約権	非消滅	-			
株式移転	(769IV, 774IV)	(768 I ③, 773 I ⑨)	(771 参)				

NO. 1 [H24-34-7]

□ 吸収合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、吸収合併存続株式会社は、吸収合併 に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、当該吸収合併存続株 式会社の株式を交付することはできない。

【解答】 (749 I ④)

NO. 2

□ 吸収分割,新設分割,株式交換又は株式移転においては,組織再編行為に係る契約又は計画において,新株予約権に対して金銭を交付する旨を定めることはできない。

【解答】 ○ 吸収分割,新設分割,株式交換又は株式移転においては,組織再編行為に係る契約又は計画において,新株予約権に対して金銭を交付する旨を定めることはできない(論点解説 p684)。

② 新株予約権買取請求

	①発行時の定め ※1	②再編時の対価	①②の整合	新株予約権買取請求権	
		金銭 ※2	_	有(787 I ①, 808 I ①)	
	有(236 I ⑧イ)	立て+トト マ、レクートな	整合	無	
合 併		新株予約権	不整合	有(787 I ①, 808 I ①)	
	無	金銭 ※2	-	有(787 [①, 808 [①)	
	無	新株予約権	-	有(787 [①, 808 [①)	
		新株予約権 ※3	整合	無	
	有(236 I ⑧ロハ)	利休 介州惟 次 3	不整合	有(787 I ②イ, 808 I ②イ)	
会社分割		(不消滅)	_	有(787 [②¤, 808 [②¤)	
	無	新株予約権 ※3		有(787 I ②1, 808 I ②1)	
	無	(不消滅)	_	無	
		新株予約権 ※4	整合	無	
株式交換	有(236 I ⑧ニホ)	利你了你們	不整合	有(787 [③4, 808 [③4)	
株式移転		(不消滅)	_	有(787 [③□, 808 [③□)	
1/1/1/94/2	無	新株予約権 ※4		有(787 [③4, 808 [③4)	
	***	(不消滅)	_	無	

- ※1 発行時の定めとは、存続会社等の新株予約権を交付する旨の定めをいうため、金銭を交付する旨の定めや 新株予約権を交付しない旨の定めは、発行時の定めとはいえない。
- ※2 対価である金銭の額を零円と定めることもできる。
- ※3 対価は承継会社の新株予約権に限られるため、承継会社又は設立会社が持分会社であるときは、新株予約権買取請求は認められない(787 I ②括弧,808 I ②括弧)。なお、対価として承継会社の新株予約権が交付される分割会社の新株予約権を吸収分割契約新株予約権といい(758⑤1)、対価として設立会社の新株予約権が交付される分割会社の新株予約権を新設分割計画新株予約権という(763⑩1)。
- ※4 対価は完全親会社の新株予約権に限られるため、完全親会社が合同会社であるときは、新株予約権買取請求は認められない(787 I ③括弧)。なお、対価として親会社の新株予約権が交付される子会社の新株予約権を株式交換契約新株予約権といい(768 I ④イ)、対価として設立親会社の新株予約権が交付される子会社の新株予約権を株式移転計画新株予約権という(773 I ⑨イ)。

NO. 3

□ 消滅会社の新株予約権に対して交付する新株予約権の対価を零と定めることは許されない。

【解答】 × (計算詳解 p371)

NO. 4

□ 新株予約権の内容として、合併に際して存続会社の新株予約権を交付する旨の定めがある場合、 当該定めにより当然に存続会社の新株予約権が交付されることになる。

【解答】 × 合併契約の内容に従うことになる。したがって、この 236 条 1 項 8 号の定めは、合併 契約において同一の条件による存続会社の新株予約権の交付に係る条項が定められた場合に、新株予 約権買取請求権を与えないこととする意義を有するにとどまる (236 I ®, 787 I ①)。

NO. 5 [H19-35-7]

□ 吸収合併をする場合において、吸収合併消滅会社が新株予約権を発行しているときは、当該新株 予約権に係るすべての新株予約権者が当該新株予約権の買取請求をすることができる。

【解答】 × (787 I ①)

NO. 6 「H22-33-ウ]

□ 吸収合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に金銭を交付することとされた場合,当該新株予約権者は,当該吸収合併消滅株式会社に対し,その新株予約権を公正な価格で買い取ることを 請求することができる。

【解答】 ○(787 I ①)

NO. 7

□ 吸収分割株式会社の新株予約権の新株予約権者は、当該吸収分割株式会社に対し、その新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

【解答】 × (787 I ②)

NO. 8

□ 吸収分割をする場合において、吸収分割会社が新株予約権を発行しているときは、吸収分割契約 新株予約権の新株予約権者のうち新株予約権の内容に関する会社法第 236 条第1項第8号ロの定 めがないのに吸収分割承継会社の新株予約権を交付されることとされた新株予約権者に限り、当該 新株予約権の買取請求をすることができる。

【解答】 × (787 I ②)

NO. 9 [H22-33-I]

□ 吸収分割承継株式会社の新株予約権の新株予約権者は、当該吸収分割承継株式会社に対し、その 新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

【解答】 × 会社法上,吸収分割承継株式会社の新株予約権の新株予約権者が当該吸収分割承継株式会社に対しその新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができるとする旨の規定は存在しない。

NO. 10 「H22-33-オ]

□ 新設分割株式会社の新株予約権の新株予約権者は、その新株予約権の内容として、新設分割をする場合に新設分割設立株式会社の新株予約権を交付する旨及びその条件が定められたにもかかわらず、新設分割計画において新設分割設立株式会社の新株予約権の交付を受けないこととされたときは、当該新設分割設立株式会社に対し、その新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

【解答】 × 新設分割株式会社の新株予約権の新株予約権者が、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求するのは、当該新設分割株式会社であって、新設分割設立株式会社ではない (808 I ②ロ)。

以上

[MEMO]

本試験出題網羅率が実証する~ 「択一式対策講座【実践編】」体験講義

[MEMO]

[MEMO]

【担当講師】

がめの ひろゆき 姫野 寛之

担当講座

本科生等 基礎総合コース 上級総合本科生

単 科 基礎マスター 択一式対策講座【理論編】【実践編】

記述式対策講座 択一予想論点マスター講座 予想論点ファイナルチェック

その他 答練の解説講義

YouTube 資格予備校講師·姫野寛之

https://bit.ly/2EbLMKb



ブログ 姫野司法書士試験研究所

http://hiroyukihimeno.blog42.fc2.com/



ツイッター

@hiroyukihimeno

https://twitter.com/hiroyukihimeno

